

# 宮崎公立大学学生懲戒規程

平成23年4月1日  
規程第109号

## (趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下、「学則」という。）第45条及び宮崎公立大学学生規程（以下、「学生規程」という。）第15条第1項の規定に基づき行う学生の懲戒処分の適正かつ公正な運用を図るため、学生規程第15条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

## (基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒相当行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

2 学生に課せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

## (定義等)

第3条 この規程において「学生」とは、学則第22条第2項の規定による入学の許可を受けた者、学則第47条に規定する研究生、学則第48条に規定する委託生、学則第49条に規定する科目等履修生、学則第50条に規定する特別聴講生、学則第51条に規定する特別聴講学生、学則第52条に規定する外国人留学生及び学則第53条に規定する開放授業受講生をいう。

2 この規定において「懲戒相当行為」とは、学生の懲戒に相当すると思われる行為をいう。

3 学則第51条に規定する特別聴講学生が懲戒相当行為を行った場合には、所属大学等と連絡等を取りながら対応することとする。

## (懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、学則第25条に規定する再入学は認めない。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止する。停学期間中の授業料は、徴収するものとする。

(3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

2 前項第2号の停学の期間は有期にあっては6箇月未満、無期にあっては6箇月以上とし、当該期間は、学則第16条の修業年限には算入せず、学則第17条の在学年限には算入する。ただし、当該期間が1カ月以下の場合にあっては、修業年限に算入する。

## (厳重注意)

第5条 学長は、第4条に基づく懲戒に相当するに至らない学生に対して、注意を喚起する必要があると認めるときは、厳重注意を行うことができる。

## (懲戒の標準例)

第6条 懲戒の標準例は、別表左欄に掲げる行為の区分及び同表中欄に掲げる懲戒相当行為の内容に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。ただし、再犯の場合は、その処分を重くすることができる。

## (懲戒の発議)

第7条 教職員で懲戒相当行為が発生したことを知ったものは、速やかに学長にその旨及び内容を報告する。

2 学長は、前項の報告を受け、懲戒相当行為があったと思料する場合には、学生部会に対して、懲戒に関する調査及び審議を行うよう付議する。

## (懲戒の決定)

第8条 学生部会は、前条第2項の付議を受けた場合には、速やかに当該懲戒相当行為に係る事実調査を行い、学生への懲戒の要否、懲戒を要する場合の種類及び内容の案

について審議する。

- 2 懲戒相当行為に係る事実調査、懲戒の内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に学生に告知し、口頭による弁明の機会を与えるべきなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄拘束等その他の事由により、口頭による弁明ができないときは、これに替えて文書による弁明の機会を与えるものとする。この場合において、当該学生が未成年者である場合は、事実調査の際に保護者を同伴させる等の配慮を行うことができる。
- 3 学生部会は、第1項に定める審議が終了したときは、その結果を遅滞なく学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告を受け、懲戒を要すると判断したときは、教授会の審議の報告を受け、懲戒を決定する。

(懲戒の通知及び掲示)

- 第9条 懲戒の通知は、当該学生、及び保証人に対して、文書を交付して行う。ただし、交付が不可能な場合は、他の適切な方法により通知する。
- 2 学長は、懲戒を行ったときは、当該懲戒の内容及び事由を学生に懲戒を行った日から起算して1週間掲示する。ただし、当該学生の氏名は明記しないものとする。

(停学期間中の指導)

- 第10条 停学期間中は面談を行い、必要に応じて指導を行う。この場合の面談者及び指導者については、学長が指定するものとする。この場合、第4条の規定にかかわらず登校を認めることができる。
- 2 学長は、指導に必要と判断される場合、学生の施設利用及び授業、大学行事への参加を認めることができる。

(不服申立て)

- 第11条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立委員会)

- 第12条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、学部長、附属図書館長、教務部長、事務局長、企画総務課長の5名で構成する。
  - 3 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
  - 4 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
  - 5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき、30日以内に審査を行い、学長に対して勧告を行うものとする。
  - 6 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
  - 7 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。
  - 8 学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取扱いについて決定し、不服申立てをした学生に通知する。通知については、文書でこれを行う。

(再審議)

第13条 学長は、前条第7項の勧告を受けた場合、教授会の意見を聴いたうえで、懲戒の取り消しまたは変更を決定する。

- 2 再審議の結果については、学生に対して文書で通知を行う。  
(無期停学の解除)

第14条 無期停学中の学生の専門演習指導教員、又は関連科目群の学生部会委員が、当該学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に考慮して、当該無期停学を解除することが適当であると思われるときは、学部長に対し、無期停学の解除を上申することができる。

- 2 学部長は、前項の上申を受けて、無期停学を解除することが適当であると判断したときは、学長に対し、無期停学の解除を申請することができる。  
3 学長は、前項の規定による申請を受けたときは、学生部会に諮問し、その答申について教授会で審議の上、当該無期停学を解除することが適当であると認められたときに、無期停学の解除を行う。  
4 無期停学の解除の通知は、当該学生及び保証人に対して、文書を交付して行う。  
5 無期停学は、原則として停学の初日から6箇月を経過した後でなければ、解除することができない。

(懲戒と退学)

第15条 学長は、懲戒相当行為を行った学生から、懲戒の決定前に退学願が提出された場合には、これを受理しないものとする。ただし、懲戒（退学を除く）の決定後に退学願が提出された場合は、退学を許可することができる。

(逮捕・勾留時の取扱い)

- 第16条 学長は、学生が逮捕・勾留されている場合は、懲戒の手続を開始するかどうか慎重に検討する。  
2 学長は、前項の規定により、懲戒の手続を開始することが適当であると判断した場合は、司法手続き等を考慮し、第7条及び第8条の規定による手続きを経て、懲戒を行うことができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	懲戒相当行為の内容	懲戒の種類
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強迫、強要、過失致死、過失傷害等の犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	博打、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為であつて刑法等に抵触する場合	退学、停学又は訓告

	痴漢行為、わいせつ行為、盗聴行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、青少年保護育成条例、迷惑防止条例等に抵触する場合	退学、停学又は訓告
	のぞき行為その他の軽犯罪法に抵触する場合	停学又は訓告
	ハラスメントに関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ハラスメントに関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓告
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓告
	薬物犯罪(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、向精神薬等の不法所持、売買又はその仲介等)を行った場合	退学又は停学
	コンピューター又はネットワークの不正使用(ID パスワード不正使用、架空請求、掲示板でのトラブル等)に関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	コンピューター又はネットワークの不正使用(ID パスワード不正使用、架空請求、掲示板でのトラブル等)に関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓告
交通事故 ・違反	悪質な運転(飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)、無免許運転、大幅な制限速度超過違反等)による死亡事故又は高度な後遺障害が生じた人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学
	悪質な運転による上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学又は停学
	人身事故を伴わない(酒酔い運転・酒気帯び運転)、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	退学、停学又は訓告
	過失による死亡又は高度な後遺障害が生じた人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学、停学又は訓告
	過失による上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学又は訓告
非違行為	本学の財物に対し、著しい物的損傷を与えた場合	退学又は停学
	アルコール飲料の一気飲み等により、未成年者又は飲めない者等に飲酒を強制し、死に至らしめた場合	退学
	未成年者が飲酒又は喫煙をした場合	停学又は訓告
	未成年者と知りながら飲酒または喫煙をさせた場合	停学又は訓告
	試験に関して不正行為があった場合	停学又は訓告
	その他の非違行為	退学、停学又は訓告

備考 この表は、教唆行為についても適用し、ほう助行為については原則として軽減して適用するものとする。